(電子メール施行) 高第1598号 令和5年5月31日

各有料老人ホームの管理者 様 (政令市・中核市所在の施設を除く)

兵庫県福祉部高齢政策課長

## 日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について(通知)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先般から、有料老人ホームの入居者やそのご家族等 (以下「入居者等」という。) からNHKに対し、受信契約の要否や必要な手続き等に対する問合せが増加している ところです。

つきましては、入居者等に対する不利益防止等の観点から、下記の内容について御 了知いただきますようお願いします。

記

## ○契約手続きにおける入居者等への説明について

重要事項説明書については、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(厚生労働省老健局長通知)において、「入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること」とされています。

有料老人ホームの居室にTVを設置する際、必要な手続きに関して重要事項説明書の記載や入居者への説明が不十分な場合は、入居者の不利益に繋がる可能性があることから、入居者に対し「NHK受信料の窓口」を案内する等のご対応をお願いします。

また、居室にテレビを設置した場合は、入居者による手続きが必要となることについて、県の重要事項説明書の例を添付していますので、参考にしていただき、重要事項説明書に明記いただくことのご検討をお願いします。

## (参考)

NHK受信料の窓口のホームページ アドレス及びQRコード

・ホームページアドレス: https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/

・QRコード:



高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) e-mail:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp